

令和8年7月17日（金）

埼玉県教育局公用車運行管理業務企画提案競技に関する質問事項への回答

質問内容	回答
年間140日間とありますが、その他の日についても出勤とするもの（常駐）になりますか？	業務従事日及び運行日については、140日の範囲内で、埼玉県の担当者から、原則として前週金曜日までに翌週の運行計画を示すものとしております。 そのため、埼玉県が運行計画で示した日以外の日に、出勤（常駐）をしていただく必要はございません。